

○国立大学法人埼玉大学ホームページの管理及び運用に 関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 35号

改正 平成16.10. 1 16規則170 平成17. 1. 1 16規則188
平成18. 6.22 18規則112 平成20. 6.26 20規則60
平成22. 3.29 22規則18 平成24. 9.25 24規則34
平成27. 3.20 26規則95 令和 4. 3.17 3 規則40

(趣旨)

第1条 この規則は、本学の情報をインターネット上に適正かつ効果的に発信するため、ホームページの適切な管理及び運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「全学サイト」とは、<http://www.saitama-u.ac.jp/>をトップページとするウェブサイトをいう。
- (2) 「部局等サイト」とは、各部局及びその下部組織が作成し、全学サイトからリンクされるウェブサイトをいう。
- (3) 「部局」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部、教育学部附属学校及び事務局をいう。
- (4) 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

(構成)

第3条 埼玉大学ウェブサイトは、全学サイト及び部局等サイトで構成する。

(管理責任者)

第4条 全学サイトの管理責任者は、学長が指名する理事又は副学長（以下「担当理事等」という。）とする。

2 部局等サイトの管理責任者は、部局長とする。

(管理義務)

第5条 管理責任者は、ウェブサイトに掲載する情報の適切性、正確性及び適時性に配慮しなければならない。

2 管理責任者は、掲載情報に関する照会に対応するため、ウェブサイトに問い合わせ先を明示するなど、必要な措置を講じなければならない。

(掲載禁止情報)

第6条 ホームページには、次の各号の一に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 人権及び他人のプライバシーを侵害する、又は侵害するおそれのある情報

- (2) 他人の知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれのある情報
- (3) 公序良俗に反する、又は反するおそれのある情報
- (4) 政治的活動又は宗教的活動とみなされる情報
- (5) 営利を目的とする情報
- (6) その他本学の広報活動として適切でない情報
(情報の提供)

第7条 担当理事等は、全学サイトからリンクして公開する必要がある情報について、ウェブページの作成を部局長に対し、依頼することができる。

(全学サイトからのリンク)

第8条 部局長は、全学サイトからのリンクの作成又は解除をしようとするときは、担当理事等へ届け出るものとする。

(情報の修正等)

第9条 担当理事等は、部局等サイト内に、大学の広報として適切でないとみなされる情報を発信しているウェブページがある場合は、当該部局長に対し、当該情報の修正又は削除を求めることができる。

2 担当理事等は、前項に規定する情報が修正又は削除されないときは、当該ウェブページの全学サイトからのリンクを解除することができる。

(権利の帰属)

第10条 全学サイトの著作権は、本学に帰属する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、ホームページの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10. 1. 16規則170)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17. 1. 1 16規則188)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18. 6.22 18規則112)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20. 6.26 20規則60)

この規則は、平成20年6月26日から施行する。

附 則 (平成22. 3.29 22規則18)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24. 9.25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27. 3.20 26規則95）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。